

令和元年第4回大河原町議会定例会（12月会議）

一般質問通告書

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
1番	高橋芳男	1. ロタワクチン定期接種の推進	<p>初めの質問は、ロタワクチン定期接種の推進についてであります。</p> <p>厚生労働省は9月、ロタウイルスの乳児向けワクチンについて、定期接種に加える方針を示した。</p> <p>ロタワクチンの定期接種化は2020年10月から原則無料になる予定で、同年8月以降に生まれた0歳児が対象となる。</p> <p>ロタウイルスは幼い子どもを中心に、冬場から春先にかけて流行し、激しい下痢や嘔吐などを引き起こす。感染力が強く、ほぼすべての子どもが5歳までに感染すると言われ、発症した場合、抗ウイルス剤はなく、脱水症状がひどければ点滴や入院が必要。合併症としてけいれんや脳症などが起こる場合もある。</p> <p>ロタワクチンの接種は、これまで希望者のみが受ける任意接種で、いずれも費用が合計で2万円から3万円前後かかるため、保護者から負担軽減を求める声が上がっていた。</p> <p>わが町としても、この定期接種を推進すべきと思うがどうか。</p>
		2. 「あいサポート運動」の導入について	<p>2番目の質問は「あいサポート運動」の導入についてであります。</p> <p>兵庫県西宮市はこのほど、障がい者に対する理解を広め、手助けや配慮が自然にできる社会を目指し、鳥取県が全国展開する「あいサポート運動」の取り組みに着手する協定締結式を行った。</p> <p>「あいサポート運動」は2009年に鳥取県が開始したもので、様々な障がい者の特性を知り、社会生活のいろいろな場面を想定した障がい者への身近な手助け、心配りなどを学ぶ研修会を開催。受講すれば誰でも「あいサポーター」に認定される。</p> <p>「あいサポーター」に認定されると、2つのハートを重ねたデザインのサポーターバッジを授与され、各人が実践していく。</p> <p>鳥取県によると、19年9月末現在、「あいサポート運動」は長野、島根、山口、広島、岡山、和歌山、奈良、京都、北海道、埼玉など各道府県、複数の市町に広がり、海外では韓国江原道(カンウォンド)にも拡大。あいサポーター研修の実施回数は6,848回、あいサポーター数は計51万5,000人を超えた。</p> <p>加えて全国で1,986企業・団体が社員に研修を行うあいサポート企業・団体に認定されているという。具体的な手助け・配慮の実例としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 聴覚障がい者が銀行や病院などで名前を呼ばれた際に、掲示板などに表示する工夫を行う。</li> <li>② 視覚障がい者が規約を読んで署名する手続きでは、代読したり音声コードを活用する。</li> <li>③ 知的障がい者が大声などパニック行動があった場合、温かく見守り落ち着ける場所に誘導する。</li> </ol> <p>等が挙げられている。</p> <p>西宮市は今後、市社会福祉協議会に委託し、あいサ</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
1 番	高橋 芳 男	2. 「あいサポート運動」の導入について	<p>ポーター研修を担当する講師を育成、2020年度から本格的に市民や企業を対象とした「あいサポーター研修会」を実施していく予定。</p> <p>わが町でもこの制度の導入、あるいは検討を進めるべきだと思うが、町長の見解を伺う。</p>
		3. 未婚ひとり親に特別給付	<p>3番目の質問は、未婚ひとり親に特別給付についてであります。</p> <p>経済的に厳しい状況に置かれがちな未婚のひとり親を支える給付金の支給を、今年度の臨時・特別措置として国が実施を決めた。</p> <p>支給額は一律1万7,500円。ひとり親家庭などを支援する児童扶養手当に上乘せする形で来年1月にも支給される。</p> <p>対象は、11月分(来年1月支給)の同手当受給者のうち、10月31日時点で①結婚(法律婚)をしたことがない、②事実婚をしていない、または事実婚の相手が生死不明、のすべてを満たす人。</p> <p>厚生労働省によると、約9万8,000人が当てはまる見込みだという。給付金を受け取るには申請が必要で、現在各自治体が受け付けている。</p> <p>基本的な流れとしては、申請書や戸籍謄本(抄本)などを揃え、居住する市区町村に提出する。申請書の入手方法や申請期限は自治体ごとに異なり、今月で締め切る自治体もある。</p> <p>支給は原則、来年1月の児童扶養手当の支給と同じ日で、自治体から支払われる。自治体によっては1月以降も申請を受け付け、随時支給するところもある。</p> <p>給付金支給は、21年度から児童扶養手当を受給する年収約204万円以下の未婚のひとり親の住民税を非課税とし、19年度については同控除が所得税に適用された場合の標準的な減税率に相当する1万7,500円の支給が決まった。</p> <p>その上で、さらなる税制上の対応を「20年度税制改革で検討し、結論を得る」としてあり、今後も議論が続けられる。</p> <p>自治体によっては締め切りが迫っているところもあり、わが町でも周知の徹底や案内告知などの対応を推進すべきだと思うが、町長の見解を伺う。</p>
2 番	岡 崎 隆	1. 災害時・事前減災における町として羅針盤となる政策はあるのか	<p>地球温暖化に伴う自然災害のリスクは、年々高まっていく。今回の台風19号における、わが町の対応はどうだったのか。あまりにも猛烈な台風であったために、過去の経験が活かしきれなかった部分も多くあったと考える。</p> <p>そこで、今後の災害対応については今一度、根本的に見直す必要があると考える。</p> <p>気象庁発表の情報、国・県の動向、近隣市町村の動向や過去の経験則に捉われることなく、台風などの災害時には現場知と専門知の融合を図り、町民の命を守るために新たな羅針盤となる政策の提起が必要ではないか。</p> <p>町長として災害時の執行部、町長の権限、安全な避</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
2 番	岡崎 隆	1. 災害時・事前減災における町として羅針盤となる政策はあるのか	<p>難場所(福祉避難所等)の確保、災害救助法についての認識、学校現場における減災、災害時における行動等の教育環境の整備、職員の育成の必要性、近隣市町村への支援体制の強化、県と連携した防災・減災対策など、わが町に限らず多岐にわたり課題があると考えるので、以下質問する。</p> <p>(1) 台風 19 号の対応で午後 7 時 50 分に「大雨特別警報」の発表を受け、午後 8 時 20 分に「災害対策本部」を設置、午後 9 時 20 分に「警戒レベル 4 避難指示(緊急)」を発令、その後、再度午後 11 時 10 分の「大雨特別警報」の発表を受け、13 日午前 0 時 9 分に「警戒レベル 4 避難指示(緊急)」が避難所の追加情報とともに 2 度エリアメールで配信されましたが、この時間帯に東日本では避難の最中に多くの命が奪われている。 この時間帯の町民への避難誘導は、適切であったのか伺う。</p> <p>(2) 町の災害対策の中核である、全課長を招集した特別警戒配備の警戒本部体制が敷かれた中で、12 日午後 1 時の対策会議の中身は具体的にどのようなものであったか。</p> <p>(3) 災害時に限らず、町長の権限はどのようなものであるという認識なのか伺う。</p> <p>(4) 現在の職員体制や消防団員、コミュニティリーダー、防災士も含めて、今回のような台風がまたこの地域を襲うことは容易に想像できる中、今後体制強化に向け検討課題となっているのか。</p> <p>(5) 児童・生徒の学びの場での防災・減災の教育環境の整備が急務である。わが町として特化した取り組みが望まれるが、教育長は学問としても近年深まる子どもの命を自ら守ることに結び付く取り組みを推し進める考えはあるのか伺う。</p> <p>(6) 2 市 7 町の圏域の災害時の支援に関する広域連携と、宮城県との総合的な未来に向けた防災・減災に向けた学びの場の構築への連携(挑戦)は不可欠である。町としてどのような認識であるのか伺う。</p>
3 番	丸山 勝利	1. 防犯カメラの設置について	<p>今や交通事故の検証において、ドライブレコーダーは非常に有効な検証データとなっています。近年の犯罪においても、Nシステムや街角などに設置されている防犯カメラ、また商店などに設置されている防犯カメラにより、犯罪の抑止や迅速に犯人の足取りや居場所を特定することに役立ち、迅速な検挙につながっています。また、行方不明者の捜索においても、足取りをつかむ上で非常に有効なツールと思われます。</p> <p>当町においても、防犯カメラを設置することにより、犯罪の抑止や児童・生徒の登下校時の安全安心、</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
3 番	丸山 勝利	1. 防犯カメラの設置について	<p>また不法投棄の抑制、検挙、行方不明者の迅速な捜索が可能になり、より安全で安心して住める大河原町になると思われるので、以下伺います。</p> <p>(1) 公共施設の防犯カメラの設置状況はどうか。</p> <p>(2) 防犯カメラの設置について1番の問題点は何か。</p> <p>(3) 今まで各議員が防犯カメラの設置について一般質問しているが、どのような検討がなされてきたか。</p>
		2. 水害対策について	<p>台風19号の影響で当町も大きな被害を受け、被害を受けられた方には心からお見舞い申し上げます。</p> <p>近年の異常気象により、100年に1度、50年に1度と言われた災害が、頻繁に起こるようになりました。</p> <p>当町においても、被害の大小はありますが、頻繁に冠水するような場所やがけ崩れが起こる場所などが把握できるようになりました。また、ハザードマップにより、危険箇所の把握などに役立っています。</p> <p>台風19号の被害を受け、早急に対策を行い、安全で安心して暮らせるために以下伺います。</p> <p>(1) 避難情報の発信手段と避難場所は適切だったか。</p> <p>(2) 被害、被災状況の把握が重要だが、状況確認と集計はどうなっているか。</p> <p>(3) 今後、被害を最小限にとどめるための対策はどうか。</p> <p>(4) ハザードマップは適切だったか。また、見直しは行わないのか。</p> <p>(5) 災害ゴミの収集と処理状況は適切に行われたか。</p>
4 番	万波 孝子	1. 水害から住民の生命と暮らしを守ることについて	<p>地球温暖化により、10月12日から13日にかけて各地に甚大な被害をもたらした台風19号。「いまだかつて経験したことのない」記録的な豪雨。各自治体での被害状況が次々と明らかになってきている。丸森町では、被害総額400億円台。角田市では137億円。被害総額はさらに膨らむと言われている。</p> <p>本町においては人的被害はなかったが、白石川の最高水位は13日午前1時10分に、氾濫危険水位17.5mに対し、17.37mまで達し、辛うじて氾濫は免れたものの、内水や冠水等により、床下浸水382件、床上浸水124件(10月議会報告)の家屋や事業所他、農業用施設や土木施設などに甚大な被害をもたらした。加えて10月25日の低気圧による大雨で、道路等の冠水被害の他、床下浸水、床上浸水が発生している。</p> <p>そこで、地球温暖化の影響で今までにない大型の強い台風と豪雨が頻繁に発生しやすくなっているなか、水害から住民の生命と暮らしを守る自治体の役割と、</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
4番	万波孝子	1. 水害から住民の生命と暮らしを守る ことについて	<p>今回の台風の被害状況及び今後の対応について、以下伺う。</p> <p>(1) 台風19号や低気圧による大雨で、これまで被災者から町にどのような声が届いているか。</p> <p>(2) 避難所8か所、避難場所9か所には、1,443名の方が避難したが、障がい者や高齢者への配慮は大丈夫だったのかも含め、町民は安全に移動できたのか。教訓にすべき課題は何か。</p> <p>(3) 11月9日の中間報告では床下浸水382件、床上浸水124件を把握しているということだったが、最終的被害件数と全体の被害額について。 この内、豪雨による毎度、毎回床下・床上浸水による被害件数は。地域の特徴を含め、地域ごとに示してほしい。これまで、この状況をどのように捉え対応してきたか。</p> <p>(4) 床上浸水家屋のうち、り災証明書により住宅の応急修理制度が利用できる「大規模半壊」「半壊」または「一部損壊」に該当した件数はそれぞれ何件か。 工事の完了期限は令和元年12月11日(水)までになっているが、個々の被災者の条件上の困難はないのか。期限に間に合わない場合は、個人まかせにするのか。公的対応を用意しているのか。業者が確保できず困っている状況はないか、現状は。</p> <p>(5) 被災した農家や事業所の件数は。対応はどのようにされているのか。</p> <p>(6) 多量の細断された稲わらが用排水路や道路に流出したが、この現象をどのように受け止めているか。処理に対する国の支援策の内容について。</p> <p>(7) 台風19号が発生してから、1ヶ月と2週間が過ぎた。今後の台風や豪雨に備え、水害から町民の生命と暮らしを守っていくために、被害についての検証は避けられないが、どこまで進んでいるのか。併せて職員不足になっていないか。</p> <p>(8) 国土交通省は9月、10月の台風で、降った雨を排水処理しきれないなどによる「内水氾濫」が各地で起きたことを受け、すべての都道府県と市区町村に対し、浸水想定区域を示した「内水ハザードマップ」の作成を進めるよう通知している。 作成済みの自治体にも浸水想定区域をより適切に設定するよう見直しを求めている。「内水ハザードマップ」に対する本町の対応は。</p> <p>(9) 今回の被害を教訓に、比較的平坦な町土の本町でも、水害対策について抜本的な対策が求められていると考える。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
4番	万波孝子	1. 水害から住民の生命と暮らしを守る ことについて	<p>①当面の計画、②雨水排水路改修を含む中長期的計画と、それを町民に分かりやすく示し、不安を少なくする手立てを。</p> <p>(10) 床上浸水等の被災者に対し、町税や介護保険料等の減免制度が適用されるが、周知は十分か。床下浸水の被災者に対して、町独自の支援はどうなっているか。</p> <p>(11) 今後も台風19号のような「スーパー台風」の発生頻度がさらに増えることが予想されている。従って、水害についての防災知識を身に付ける等の町民講座の開催が必要と思うがどうか。</p> <p>(12) 避難場所として「まちづくりオーガ」が指定されているが、駐車料金が無料でなかったことに対する不満が町民から出されている。有料にした理由は。</p> <p>(13) 今回の被害に対する国・県の支援制度の内容は十分なものになっているか。</p>
5番	大沼忠弘	1. 水害への備えについて	<p>10月12日から13日にかけて、本町へも大雨被害をもたらした台風19号。近隣市町からは人的被害も出ており、仮にもう少し長く強い雨が続けていたならば、本町にも同様の事態が起きていたかも知れない。全国的にみても年々台風の勢力が増す傾向が見られ、今回と同規模あるいは今回以上の台風が今後も必ず来るとの想定の下で備えに万全を期すことが、町民の生命と財産を守ることに直結することから以下伺う。</p> <p>(1) 白石川右岸河川敷整備に併せ、治水対策として町内流域全体での整備を再考すべきではないか。</p> <p>① 右岸整備では整地のために盛土が行われるものと思われるが、その際に使われる土を大河原橋から末広橋下流にかけて左岸に堆積した土を利用することは出来ないか。これまで同件について幾度か触れてきたが、現状維持にとどまる内容の答弁であった。</p> <p>しかし、今回氾濫危険水位17.5mに対し17.37mまで水位が上昇した。あと数時間降雨が続いたら、氾濫していた可能性は拭えない。現在の堆積部分を見ると相当の面積と高さがあり、この総堆積量が無くなったと仮定すれば、今回の氾濫危険水位に対して17.37mの水位も若干にしろ下がったのではないかと考える。越水するかどうかの瀬戸際になった場合、この堆積部分のあり、なしが町全体に及ぼす影響を考慮した場合、当然ないほうが防災、減災の観点上望まれる。</p> <p>右岸整備は県の事業にはなるが、盛土をするにしても遠方より土を運んで来るよりも、近くから運んだほうがコストカットにつながる大きなメリットがあるのではないかと考える。また、併せて</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
5 番	大沼忠弘	1. 水害への備えについて	<p>浚渫を行うことも県に対して強く要望するべきと考えるがどうか。</p> <p>② 整備計画構想では堤内地(田んぼ側)は町が駐車場等に整備するようにはなっているが、整備エリアを広げ治水事業として遊水地にすることで、国や県の援助を求めることは出来ないか。横浜国際競技場(日産スタジアム)のある新横浜公園は、隣接する鶴見川の氾濫を防ぐための遊水地となっており、今回の台風19号でも機能した、驚くことに、遊水地の機能を充分果たしながら、13日に予定されていた「ラグビーワールドカップ 日本対スコットランド戦」は予定通り行われたのは記憶に新しい。</p> <p>横浜とは規模こそ違うが、遊水地にすることで氾濫を防げると考えた場合、その果たす役目は大きい。また水が引いた後は、今回のような災害ゴミが出た際の集積所として活用することも考えてみてはどうか。</p> <p>(2) 12日午後3時30分の段階で、本町では警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難準備開始が発令された。ハザードマップでは、水害避難場所として駅前オーガ、保健センター等は指定されていないが、今回の台風では避難場所として案内された。</p> <p>実際のところ、早い段階で車椅子利用者や高齢者がオーガの方へ身を寄せており、300名を超える避難者が最終的には集まった。また、21時20分には町内全域に避難指示(緊急)が発令。一気に緊張感が高まる状況になった。これまでに経験のない状況を過ごし、町民を災害から守る体制の再検証をすべきではないか。</p> <p>① ハザードマップで指定していない水害避難場所、避難所を開設した理由はなぜか。</p> <p>② 東部屋内運動場は、施設入り口の堀が溢れ水害時の避難場所、避難所には適さないことがわかった。全町に視野を広げると、今回のような雨の降り方をされた場合、避難指示が出た時点では多くの道路が冠水して、避難所へ移動することも非常に困難なことが露呈した。避難場所、避難所の設定や指示の発令を早める等、大いなる見直しをすべきではないか。</p> <p>③ 避難指示(緊急)が発令になったが、実際に避難所に避難した人数をどう捉えているか。</p> <p>④ 兼ねてより同僚議員から水害時の垂直避難の場所として、町内の高層建築の民間企業へ協力依頼をすべきとの提言が出ている。今回の冠水等の状況を見て改めて必要性を感じたが、経過はどうなっているか。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
5 番	大沼忠弘	1. 水害への備えについて	<p>⑤ 今般の避難場所・避難所開設を通じて新たに見えた課題等は何か。それに対し、どのような対策をとっていくのか。</p> <p>⑥ 近隣自治体の広い範囲での浸水による甚大な被害状況を踏まえ、白石川が氾濫した場合を仮想して役場以外への災害対策本部設置の考えは。また、仙台市では浸水により、災害備蓄倉庫の備蓄品が水没してしまう事態が発生したが、本町の備蓄状況はどうか。</p> <p>(3) 消防団が各所において排水作業を行ったが、降雨量が多すぎてポンプの排水能力を超え、水を逃がす場所もなくなる程だった。夜間暗闇の中視界も悪く、危うく大きな事故につながりかねない場面もあった。今回のように避難指示が発令される際は、消防団員の安全も確保されなければならない。このことは町民にも充分理解をしてもらわなくてはならないと考える。早期の避難や自己防衛の啓発を強めるべきではないか</p> <p>① 相当の床上、床下浸水があった。完全に食い止めるものではないが、被害を小さく抑える為、今回の状況を基に各所へ土嚢ステーションを設置すべきではないか。近隣自治体でも既に設置をして、被害を抑える効果を発揮すると共に、自己防衛、防災意識向上に寄与しているようである。</p> <p>② ゴムボートの早期配備が必要ではないか。冠水により緊急車輛の通行困難箇所での要搬送者が出た場合等に備える必要性を感じた。</p> <p>③ 避難勧告、避難指示が出た際の消防団活動と安全確保についての指針を確認する。</p>
		2. 起業・創業支援の成果を生み出すことについて	<p>にぎわい創出中央公民館複合化事業により、起業・創業支援を担う拠点として高いルームが設置され、約1年が経過した。6次長総の中でも起業・創業支援は施策としても記されている事項であり、徐々に結果を出すことが必要である。</p> <p>過日、会派の視察研修で訪問した自治体における起業・創業支援では、併せて移住、定住にもつながっている成果を出していることから、本町でも良い成功事例を積極的に取り入れて、実績を作っていくべきである。</p> <p>視察した島根県江津市(人口約23,500人で本町と同規模)では、「守りの定住対策から攻めの定住対策へ」の考えの下に地域の課題解決に資する、または地域資源を活用したビジネスを起こして、地域を活性化する人材を誘致することを目的とした「ビジネスプランコンテスト」を2010年度から開催。2018年度までに22件の創業件数実績を出している。</p> <p>この成果を生み出したのは地元信用金庫、商工会議所・商工会、創業支援を事業目的とするNPO、行政</p>



No.	質問者	質問事項	質問の要旨
5 番	大沼 忠弘	2. 起業・創業支援の成果を生み出すことについて	<p>による共同事業体が起業支援コンソーシアムとしてしっかりと機能したものであった。</p> <p>共同事業体では、ワンストップで起業・創業を目指す相談者の相談内容が共有されることはもとより、コンテストに応募することで、より起業プランをブラッシュアップすることが出来る仕組みが構築されていた。コンテスト大賞受賞者には起業資金 100 万円が授与される特典があるが、受賞者ではなくとも継続した起業へ向けてのアドバイス等の支援が行われることで、起業・創業の実績につながっていた。</p> <p>本町においても、地域の課題解決に資する、または地域資源を活用したビジネスを起こして、地域を活性化する人材を誘致することに、さらに力を入れて取り組むべきと考えることから以下伺う。</p> <p>(1) 現在、商いルームでの起業・創業に向けた相談件数は何件か。また、起業・創業実績、あるいは現在進行中の案件はあるか。</p> <p>(2) 本町の起業・創業支援体制は現在どのように機能しているか。万全であるといえるか。</p> <p>(3) 地域課題解決や地域資源活用にビジネスの手法で取り組む人材を支援、育成するために、本町でも「ビジネスプランコンテスト」を行ってみてはどうか。</p>
6 番	高橋 豊	1. 町民から町政への意見集約について	<p>町民からの意見や要望を町政へ反映させていくことは、住民参加型のまちづくりや住民満足度向上のうえで非常に大切である。</p> <p>平成 19 年度より、主要な政策決定のプロセスとしてパブリックコメントが導入されている他、役場庁舎 1 階町民ホールにも町政ご意見箱が設置されている。</p> <p>この他にも、ワークショップや住民懇談会などが開催されており、町民が町政に対して意見や要望を言う機会はあるものの、ハードルが高く、全町民に浸透していないのではないかと考える。</p> <p>町民から町政への意見集約について、次の通り質問する。</p> <p>(1) パブリックコメントやご意見箱について、意見や要望が寄せられた件数と内容。また、それに対する対応と意見を出された方の年代や性別を伺います。</p> <p>(2) 町政への意見や要望を集める仕組みとして「町政モニター」を募集している自治体もある。幅広く町民の要望や意見を伺う機会として良い手法であると考え。本町の考え方を伺います。</p>
		2. 空き家等対策について	<p>大河原町空き家等対策計画が、平成 30 年 3 月に策定された。本町においては新築住宅建築も堅調で、不動産流通は他自治体と比べて活性化している。古い建物が解体されて新しい建築物に生まれ変わり、まちの</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
6番	高橋 豊	2. 空き家等対策について	<p>新陳代謝が進んでいるように見える。  しかしながら、少子高齢化が進むことで、今後空き家が増えていくことが予想される。空き家等対策について次のとおり質問する。</p> <p>(1) 大河原町空き家等対策計画の中で、空き家と思われる戸数 236 戸(うち特定空き家と思われるもの 17 戸)となっている。現状の戸数について伺います。また、特定空き家について現状どのような状況にあるか伺います。</p> <p>(2) 空き家に対する対策で、本町が現状実施しているもの、今後予定している対策の内容と実施時期について伺います。</p> <p>(3) 空き家バンク事業について、他自治体では不動産関係団体や建築関係団体と、空き家バンク事業に関する協定の締結をしているところもある。専門知識を有する協力事業者が登録をさせていただくことで、空き家バンク事業での契約がより安心安全な取引になることが期待できる。本町の考え方を伺います。</p>
7番	須藤 慎	1. 台風 19 号について	<p>猛烈な雨が降った今回の台風 19 号は、各地で甚大な被害をもたらしました。改めてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害にあわれた皆様にお見舞申し上げます。未だに不自由な生活を余儀なくされている方々が、一日も早く元通りの生活に戻れますようお願いしただけであります。</p> <p>本町においても、床上、床下浸水、がけ崩れ、道路の陥没、車の浸水、田んぼ等農家の方々の被害等々、多くの被害がありました。今回の台風で、改めて大雨の恐ろしさを痛感させられたのは皆様も同様ではないでしょうか。また、役場職員や消防団の方々、区長さんはじめ関係者の方々におかれましては、町民のために夜を徹して対応にあたっていただいたことに感謝を申し上げ、敬意を表するしただけであります。</p> <p>今後は、これ以上の大雨が降ることを想定し、様々な対策を講じていく必要があると考えることから以下伺います。</p> <p>(1) 本町の被害について(全員協議会等で中間報告あり)。  ① 本町の産業別被害額と全体の被害額を伺う。  ② 激甚災害等の指定を受け、本町の被災箇所、被災者に対して国、県からどのような補助が受けられるのか伺う。  ③ 今後どのようなスケジュールで進められていくのか伺う。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
7番	須藤 慎	1. 台風19号について	<p>(2) 町の対応や対策本部について。</p> <p>① 町として一連の対応について検証、総括はどのようにされたのか伺う。</p> <p>② 町として評価すべき点、改善点、課題等もあったと考えるがどうか。</p> <p>(3) 冠水対策等について。</p> <p>① 冠水した場所が多くあり、それぞれに冠水する原因があると考え。抜本的な解決が一番望ましいが、なかなか難しいことから、冠水したそれぞれの場所について再度検証し、被害を最小限にするための対策を講じていく必要があると考えるがどうか。</p> <p>② ①のための年次計画等の策定状況と今後について伺う。</p> <p>(4) エリアメールや避難所等について</p> <p>① 今回、課題や改善点はあったのか伺う。</p> <p>② 今後にかさねる点は何か伺う。</p>
8番	佐久間 克明	1. 気候変動に対応した雨水排水対策を	<p>近年、地球温暖化に伴う気候変動により、予想を超える甚大な災害が多発し多くの被害を出している。特に降雨に関してこれまでの常識が通用しなくなってきており、早急な措置を講ずる必要があると感じる。</p> <p>先の台風19号においてもわかるように、東北地方においても台風の直接的な被害が多発し始めている。これら近年の気候変動を踏まえた本町の雨水排水対策について伺う。</p> <p>(1) 町内水路の整備管理状況は、老朽化も含めどのようなになっているのか。</p> <p>(2) ここ数年、短時間での降雨量が多くなるなど、これまでの降雨状況とは変化してきている。更にはこの状況が当たり前になっていくのではないかと危惧している。町は今後どのような対策を考えているのか伺う。</p> <p>(3) 本町を流れる白石川は、阿武隈川に合流している。大雨時、阿武隈川の水位が高くなるので、当然白石川も水位が高くなり流れが止まってしまう。白石川に合流している荒川、宇新巻で荒川に合流する堀についても同様である。本町のみが浚渫等の策を講じても根本的な解決にはならない。河川を有する市町が合同で、国や県に対策の陳情を行う必要があるのではないかと。</p> <p>(4) 近年、本町は住宅建築が増加している。それに伴い、街中の田んぼや畑が埋め立てられ舗装で覆われる面積が増えていると思う。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
8 番	佐久間 克明	1. 気候変動に対応した雨水排水対策を	<p>台風 19 号襲来時、消防団で警戒出動していた 20 時 30 分ごろ、大河原町郵便局 A T M に水が流れ込み、職員や警備会社が土嚢を積んでいた。また、役場庁舎近隣道路も側溝が溢れ 10 数センチの水位があった。役場庁舎近隣だけでも埋め立てが進んでいる。これも被害を拡大する要因の一つではないかと考える。</p> <p>① 宮城県の「防災調整池設置指導要綱」を確認すると、平成 4 年 4 月 1 日策定、平成 8 年 1 月に改訂されて以来、更新されていない。平成 27 年 12 月 9 日宮城県議会一般質問にて自由民主党の先輩議員が質問し、土木部長が当時「来年度を目途に新しい降雨強度式を採用する・・・技術指針案などを参考に県の指導要綱の見直しを行う」と答弁しています。しかしながら、現在も改定されておりません。「防災調整池設置指導要綱」（3 ページ第 3 章）に防災調整池の計画の基準がある。設置する場所区分が「平地部、丘陵部」とあるが、もっと宮城県内を細分化すべきと考える。更に「1/50 降雨強度式」、「1/30 降雨強度式」が使用されているが、毎年台風が大型化している現在にそぐわない基準と考える。本町としても、県へ早急な見直しの要望を行うべきではないか。</p> <p>② 福島県や千葉県では、雨水流出抑制対策としての雨水貯留施設設置に取り組んでいる。様々な場所に調整池を設置し、流出に時間差を設け被害を少なくしている。</p> <p>近隣では、柴田町槻木生月土地区画整理事業において、地下に「滞水材」を使用した容量 1,275 トンの貯水槽を設置している。本町においても大中体育館建替えの際、地下空間貯留を設置したり、グラウンド、公園など国土交通省先ずは公共公益施設用地の地下に貯留施設を設ける検討をはいかがでしょうか。</p> <p>③ ②に関連し、福島県では県や市町が独自に防災調整池設置の条例を設けている。土地開発時、舗装化などで流出量が増えるのは企業の責任で策を講じる考え方だ。分譲、兼用住宅、店舗等についても適用されコンビニエンスストア位の規模で設置している。本町も関係担当課でチームを設置し検討してはどうか。</p>
9 番	伊 勢 敏	1. 放射能汚染廃棄物焼却を永久に中止せよ	<p>仙南地域広域行政事務組合（以下「仙南広域」という）は、去る 10 月 28 日の第 244 回議会で、「大規模災害により発生した災害ごみを最優先で処理、放射能汚染農林業系廃棄物（以下「汚染廃」という）の焼却を中止する」との行政報告を行った。</p> <p>この中止は、実際は中断、つまり、災害ごみが 2 万トンとして焼却の終わる約 3 年後に汚染廃の焼却を再開するという方針であることを、11 月 6 日に仙南広域事務局から確認した。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
9 番	伊勢 敏	1. 放射能汚染廃棄物焼却を永久に中止せよ	<p>さて、汚染廃の焼却に反対する仙南の会が「ちくりん舎」（正式名；NPO法人市民放射能監視センター）の協力を得て、仙南クリーンセンターで汚染廃の本格焼却が始まった本年5月15日から3か月間にわたり行った「第2回リネン（麻布）吸着法によるセシウム濃度の測定結果」を得た。</p> <p>測定時期は、第1回目が本格焼却“開始前”の本年1月中旬から4月中旬までの90日間、第2回目は本格焼却“開始後”の5月15日から90日間であった。</p> <p>測定地点13カ所の内、仙南クリーンセンターの北西に位置する金ヶ瀬台部地区及び上大谷上原地区の2カ所の風向は、第1回目から第2回目にかけて劇的に変化した。</p> <p>風向は、アメダス亘理のデータを参考にした。</p> <p>1月～4月のほぼ全期間を通して仙南クリーンセンターの風上に位置していたこの2カ所の90日の1平方メートル当たりのセシウム137は0.11ベクレルであった。</p> <p>しかし、5月～8月の4割が風下となった金ヶ瀬台部は1.13ベクレルに上昇、上大谷上原は0.29ベクレルに上昇した。</p> <p>汚染廃焼却後にセシウム濃度が上昇したことは、仙南クリーンセンターの煙突からセシウムが漏出した証拠である。</p> <p>バグフィルターは理論的に放射能を完全に除去できないことを繰り返し説明してきたが、今回の測定結果により、それが実証されたことになる。</p> <p>そこで何う。</p> <p>(1) 今後、セシウムの大気への拡散を防ぐため、現在焼却を中断している汚染廃は、災害ごみの処理完了後も焼却をしないことを、焼却により最も大きな影響を被る住民の自治体の首長として、仙南広域の理事会において提言すべきであるが、所見を伺う。</p> <p>(2) 汚染廃焼却は、保管している農家の救済が名目であった。</p> <p>災害ごみの焼却処理期間が長引くことも予測されており、焼却以外の方法による農家の救済は急務である。</p> <p>そこで、これまでにも提言してきたが、農家が抱えている汚染廃を、人家から離れた場所に移動し、飛散しないよう安全に保管できる施設を設置するため、移動費及び施設建設費の100%全額が補助される農林水産省の「東日本大震災農業生産対策交付金」を活用することを、改めて求めるものである。仙南広域の理事会において、この件についても提言するよう求めるが、所見を伺う。</p>
		2. 大気に浮遊する放射能への対策について	<p>本年8月～10月の3か月間に、末広、保料、上川原、南原前、上谷において、女性の肺がん患者4名及び肺がんがんで10月に逝去された女性のご家族に、偶然、お</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
9 番	伊 勢 敏	2. 大気に浮遊する放射能への対策について	<p>会いした。</p> <p>この期間にお会いした女性は約 800 名、肺がん罹患 5 名の罹患率は約 0.63%、宮城県が本年 3 月に発行した「肺がん登録事業統計」の平成 28 年の女性の肺がん罹患率 0.06%の 10.5 倍である。</p> <p>宮城県立がんセンター「院内がん登録室」にまとめて頂いた資料によると、原発事故発生から 3 年後の平成 26 年に肺がん罹患率は 38.3%増加、同時期の宮城県の増加率 16.2%、国立がん研究センター「がん登録・統計」による全国の増加率 2.4%より高いのは、国全体や宮城県全域に比べ本町及び県南が福島原発から相対的に近く、原発事故で飛散したセシウムの大気中の放射能濃度が高いことが原因であると推測できる。</p> <p>以上を踏まえ、以下伺う。</p> <p>(1) 本町のがん罹患について、部位別、性別の人数及び罹患率を把握しているか、伺う。</p> <p>(2) 麻布吸着法によるセシウムの測定により、焼却開始前から福島第一原発事故由来のセシウムが大気中に浮遊していることが明らかとなった。</p> <p>ニコチンやタール同様、大気中のセシウムを呼吸によって取り込んだセシウムは肺胞にとどまり、放射線を浴び続けることにより傷つけられた肺細胞は、細胞が持つ修復能力を超えることにより、がん化する。</p> <p>原発事故から 3 年後以降、国、県及び県立がんセンターの統計資料及び私自身が町内各地から得た情報から、肺がんの罹患率は、全国、宮城県、県南部、本町の順に高くなる傾向がうかがえよう。</p> <p>これらの実態から、セシウムの肺への「内部被ばく」は、本町において最も恐れられなければならないことが明らかとなった。</p> <p>よって、セシウムの内部被ばくによる健康被害を予防するため、本町独自の施策として、希望者全員を対象にホールボディカウンターを定期的実施してはどうか、改めて伺う。</p> <p>併せて、丸森町で 4 人の子どもが罹患した甲状腺がん検診も定期的に行ってはどうか、改めて伺う。</p> <p>(3) 大気中セシウムの環境基準は、1 立方メートル当たり【セシウム 134 のベクレル数÷20】+【セシウム 137 のベクレル数÷30】が 1 未満である。</p> <p>例えば、1 立方メートル中のセシウム 134 が 10 ベクレル、セシウム 137 が 15 ベクレルの場合、環境基準の 1 に等しくなり、合計 25 ベクレル未満なら安全だとしている。</p> <p>これは、国民の健康を懸念しない国の都合で決められた基準である。</p> <p>極めて微量のセシウムによってさえ、これまでに示したデータから肺がんの罹患率が増加していることが明らかとなった。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
9 番	伊勢 敏	2. 大気に浮遊する放射能への対策について	<p>濃度に対する規制はあっても、排気ガスの放出量、従って、セシウムの絶対量に対する何ら規制がないことから、セシウムの放出量に対する規制は無いに等しい。</p> <p>本町、宮城県南、宮城県の肺がんリスクが増大していることに鑑みて、上記の環境基準は改められるべきである。</p> <p>については、国に対して、この現状を訴え、大気中セシウムの環境基準を見直すよう求めてはどうか、所見を伺う。</p>
		3. 体育施設管理運営委託先の職員待遇について	<p>平成 27 年 12 月 17 日の町議会の日程第 2、議案第 56 号「大河原町体育施設に係る指定管理者の指定」に対して質疑が相次ぎ、本町が体育施設の管理運営を委託している指定管理者「特定非営利活動法人大河原町スポーツ振興アカデミー」（以下「NPO」という）と本町の間で締結する契約更新を前に、NPOの若手職員の劣悪な待遇などを問題視、改善が求められた。</p> <p>例えば、わずかな勤務時間の理事長兼館長の手当てよりフルタイム職員の給与の方が低いという実態などが指摘された。</p> <p>その後、理事長兼館長の手当は引き下げられたものの、若手職員の給与及び定着率は低いままである。</p> <p>さて、平成 30 年 4 月、前回の契約更新時に年間指定管理料が 3,600 万円から 4,740 万円に引き上げられた。</p> <p>増加分が、新規事業や職員の待遇改善に充てられたか調査するため、去る 11 月 18 日に生涯学習課長に問い合わせたところ、次の回答があった。</p> <p>増加分のうち、利用料収入が、NPOの収入から町の収入に変わったことにより、利用料収入の過去 3 年間の平均額七百数十万円がNPOへの管理運営委託料に上乗せされた、とのことであった。</p> <p>次いで、契約更新による増加分から利用料収入を差し引いた約 400 万円が、新規事業やNPO職員の待遇改善に活用されているかどうかについて尋ねたところ、即座に明快な回答がなかったため、今期及び前期の指定管理協定書、今期及び前期の年間管理運営委託料・NPOの収支予算書・決算書、人員配置に関する取り決めと配置実人数及び人件費額、給与規定等の資料提供を求めたところ、給与規定はNPOから取り寄せになるため、すべてをそろえた後に提供するとの回答があった。</p> <p>ところが、2日後に連絡を受けた際、資料提供は情報公開条例の手続きに 14 日を要するためすぐには提供できない、しかし、NPOがすぐに提供するとのことで、指定された 11 月 21 日に体育館に赴いたところ、面談したNPOの理事長ら 3 名から、翌日に生涯学習課を通じて提出すると言い渡された。</p> <p>しかし、翌日の 16 時になっても連絡がなく、生涯学習課に問い合わせたところ、「昨日、NPOの臨時理事会が開かれ、指定管理協定書は提供する。それ以外の資料の提供は行わない。閲覧は可能」との回答で</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
9 番	伊勢 敏	3. 体育施設管理運営委託先の職員待遇について	<p>あった。</p> <p>しかし、前言を翻す団体が必要な資料を閲覧させてくれるか疑問に思えたため、閲覧には行かず、一般質問を通して管理運営委託金の増額分の執行状況について伺うこととした。</p> <p>そこで、伺う。</p> <p>(1) 平成 27 年度以降の年間指定管理委託料の推移、NPO の収支予算書及び決算書における年度別新規事業の名称及び予算額、職員とパートに区分した人件費(今年度は年間推計)、人員配置(協定で取り決められた定数及び実配置人数)、職員ごとの年間給与・管理職手当・時間外手当・期末手当、パートの時給及び総額を、別紙の一覧表の形で示されたい。</p> <p>(2) 平成 27 年 12 月議会において議員から「問題視」された職員給与は、改善されたと判断できるのかどうか伺うとともに、今後、職員給与に関し NPO に対しさらなる改善を指示する意思の有無を伺う。</p> <p>(3) NPO への管理運営委託期間は発足当初は 3 年、利用者への対応の改善を求めるとして平成 27 年に 1 年に短縮、平成 28 年に 2 年となり、平成 30 年から 3 年に戻された。</p> <p>3 年に戻すからには、問題視されていた職員給与の改善の実績が前提となるべきであったが、平成 30 年の契約更新の際に、過去 2 年間の給与改善の実績を確認し、かつ、委託料の増額約 400 万円のうち、職員待遇改善にどの程度充てるのかについて確認したのか、伺う。</p>